

≪ 配偶者控除および配偶者特別控除額 ≫

配偶者の合計所得金額		参考 (収入が給与所得だけ の場合の収入金額)	納税義務者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)				
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者控除	38万円以下	一般の控除対象配偶者	1,030,000円以下	33万円	22万円	11万円	控除なし
	38万円以下	老人控除対象配偶者	1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別控除	38万円超90万円以下		1,030,000円超 1,550,000円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超95万円以下		1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下		1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下		1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下		1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下		1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下		1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下		1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円		

注)配偶者や親族が納税義務者の扶養になる場合、合計所得金額38万円以下(給与収入103万円以下)が条件となっております。改正後も扶養の範囲に変更はありません。